

契約事務における不適正な処理等を行った職員の懲戒処分等について

令和6年11月18日

(懲戒処分関係・再発防止関係)
郡山市総務部人事課

担当：杉内 泰史 TEL：924-2048

(事実関係)

郡山市環境部

担当：大越 洋子 TEL：924-2738

本日付けで、下記の処分等を実施しました。

記

1 被処分者と処分等内容

【懲戒処分】

環境部 部長	50代	男性	【減給10分の1(1か月)】
環境部5R推進課 課長	50代	男性	【減給10分の1(1か月)】
環境部5R推進課 主任主査兼ごみ減量推進係長	50代	男性	【減給10分の1(1か月)】

【管理監督責任として厳重注意】

副市長 村上 一郎

2 事件の概要

係長は、「資源とごみの収集カレンダー広告掲載事業者募集事業」において、課長の指示のもと、申込があった上位5者のうちの最低価格を特定の事業者（以下、A事業者という。）の代表に電話で伝えた。

なお、この事件の前に、被処分者3名を含む環境部内の職員7名で行われた打合せの席上、部長から冗談交じりにA事業者を気に掛ける発言が繰り返しあり、この発言が課長の指示、係長による価格を伝える行為のきっかけとなった。

係長の電話でのやり取りを聞いていた同所属職員が、「この事業をこのまま進めてよいのか」と懸念し、契約検査課に相談した。その結果、契約の公平性・公正性の担保はもとより、市民の信頼を損なうような事業の推進は避けるべきとの自浄作用が働き、契約検査課と協議の上、環境部として当該事業中止を決定した。

その後、部長から人事課へその旨を報告したことで事件が明らかになった。

3 事業の概要

(1) 事業内容

本市作成の「資源とごみの収集カレンダー」について、令和7年度分から、税外収入の確保を目的に、広告を掲載する民間事業者等を募集する。

カレンダー下部に広告掲載枠5枠を設定し、応募資格を満たす事業者のうち、応募金額の高い事業者を選定する。

(2) 事業募集期間

令和6年8月1日(木)から同年9月30日(月)午後5時15分まで

(3) 申込方法

応募金額等を記載した「広告掲載申込書兼誓約書」、「広告デザイン案」等を電子メール、

持参又は郵送のいずれかの方法により提出する。(最低価格 28,000 円)

4 事件の詳細

(1) 経過

- ・ 9月30日午後3時から午後3時40分まで、部長室において被処分者3名を含む環境部内の職員7名により、市議会「ごみの減量化対策特別委員会」対応のための打合せを行った。
- ・ 当該打合せの際、部長がこの日が申込期間の最終日であった「資源とごみの収集カレンダー広告掲載事業者募集」について、A事業者が広告枠に入るのかなどA事業者の申込状況に関して質問したのに対し、課長は、募集枠を超えた応募があり、上位5枠に入らない額であったことから、掲載対象とはならない旨説明した。
- ・ 部長は、冗談交じりに「何とかならないの。」などA事業者を気にかける発言を繰り返したが、最終的にはA事業者が今年度募集枠に入れないことを確認した。併せて、次年度には広告枠を増やす予定であることを確認し、打合せは別の事業の進捗確認に移り終了した。
- ・ 当該打合せ後所属に戻り、係長は、課長に対し「先ほどあのような話もあったが、このままでいいんですかね。」と確認したところ、課長はA事業者の代表に電話するよう伝えた。さらに、係長は「金額はどうしますか。」と質問し、課長は「何となく言ってみたら。」と指示した。
- ・ 同日午後4時15分、申込期限が1時間後に迫っているなかで、係長はA事業者の代表に電話をかけ、A事業者は広告枠に入れないことを伝え、代替案としてB事業者として申し込む予定はあるか確認した(A事業者の代表がB事業者の役員でもあるため)。その際、申込があった上位5者のうちの最低価格を電話で伝えた。
- ・ 同日午後4時49分にB事業者から広告掲載申込書兼誓約書がメールで提出された。

(2) 今回の動機

本市の聴き取り調査に対して、次のように回答している。

- ・ 部長は、「A事業者の代表が、これまでの会議において大所高所から物事を判断できる方だなという認識があったことなどから、当該事業者の申込状況が気になったため確認した。」と述べている。
- ・ 課長は、「部長がA又はB事業者の広告があった方がいいと思っているだろうと思いこみ、B事業者として申し込む機会を与えたほうがいいだろうなと思った。結果的には部長の思いに応えたいという気持ちが自分の中にあっただろう。」と述べている。
- ・ 係長は、「上司から指示を受けたため電話をかけた。時間的な制約がある中で、早くこの問題を進めなくてはいけない、仕事を片付けなければいけないという気持ちがあったことから金額を伝えた。」と述べている。

5 発覚の経緯・対処

(1) 発覚の端緒

10月1日に、5R推進課の別な職員は、「(被処分者である)係長が、申込があった上位5者のうちの最低価格を電話で伝えていることを聞いたため、この事業をこのまま進めてよい

のか」と懸念し、契約検査課に今後どのように対処すべきか相談した。

この相談を受けた契約検査課長は、5 R推進課長に対し、今回の案件は成立しない旨伝え、5 R推進課長は部長に対し「事業者に対し金額を伝えたこと」を報告した。その後、環境部として当該事業の中止を決定し、10月2日、部長が人事課に当該事案を報告した。

(2) 事実関係の調査

10月1日から環境部及び総務部で、被処分者3名及び関係者から事実確認を行った。

- ・部長は、打合せの席上での発言は不注意、かつ、軽率であったことを認めた。
- ・課長は、係長にA事業者の代表に電話をかけ、金額を伝えるよう指示したことを認めた。
- ・係長は、A事業者の代表に「申込があった上位5者のうちの最低価格」を伝えたことを認めた。
- ・3名全員から自己の利益を得るためといった悪意を確認することはできず、「A事業者及びB事業者からの金品授受がないこと、私的な付き合いはないこと」を繰り返し確認した。

(3) 発覚後の対処

10月3日から今回申込のあった事業者に職員が直接訪問するなどして、事業の中止について謝罪した。

今回、職員の処分が決定したことに伴い、改めて事業者の皆様方を訪問し、謝罪をさせていただく予定である。

6 再発防止策

- ・11月19日に、市長から幹部職員（特別職、部局長職）に対し、再発防止に向けた訓示を実施する。
- ・11月25日に、部長職をはじめ、課長職以上の管理監督の立場にある職員を対象に「コンプライアンス・事務ミス防止研修」を実施する。
- ・全職員に対し、発注者服務規律マニュアルについて改めて周知するとともに、特に発注事務に携わる職員に対しては、遵守すべき責務等の再認識の徹底を図る。